

教育委員会臨時会議事日程

令和4年3月22日(火)午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
・新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 審議案件
 - 教委第61号議案 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び横浜市立学校臨時の任用職員の休暇に関する規則の一部改正について
 - 教委第62号議案 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について
 - 教委第63号議案 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について
 - 教委第64号議案 教職員の人事について
 - 教委第65号議案 教職員の人事について
 - 教委第66号議案 教職員の人事について
 - 教委第67号議案 教職員の人事について
 - 教委第68号議案 教育委員会事務局職員の人事について
- 4 報告案件
教委報第6号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について
- 5 その他

令和4年3月22日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

○3/11 こども青少年・教育委員会

○3/18 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

1月中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増し、非常に高い水準が続いていましたが、徐々に減少傾向となっています。

まん延防止等重点措置の適用期間が3月21日で終了となりましたが、引き続き、市立学校では、ガイドライン及び通知等に基づき、感染予防のための取組を徹底しています。

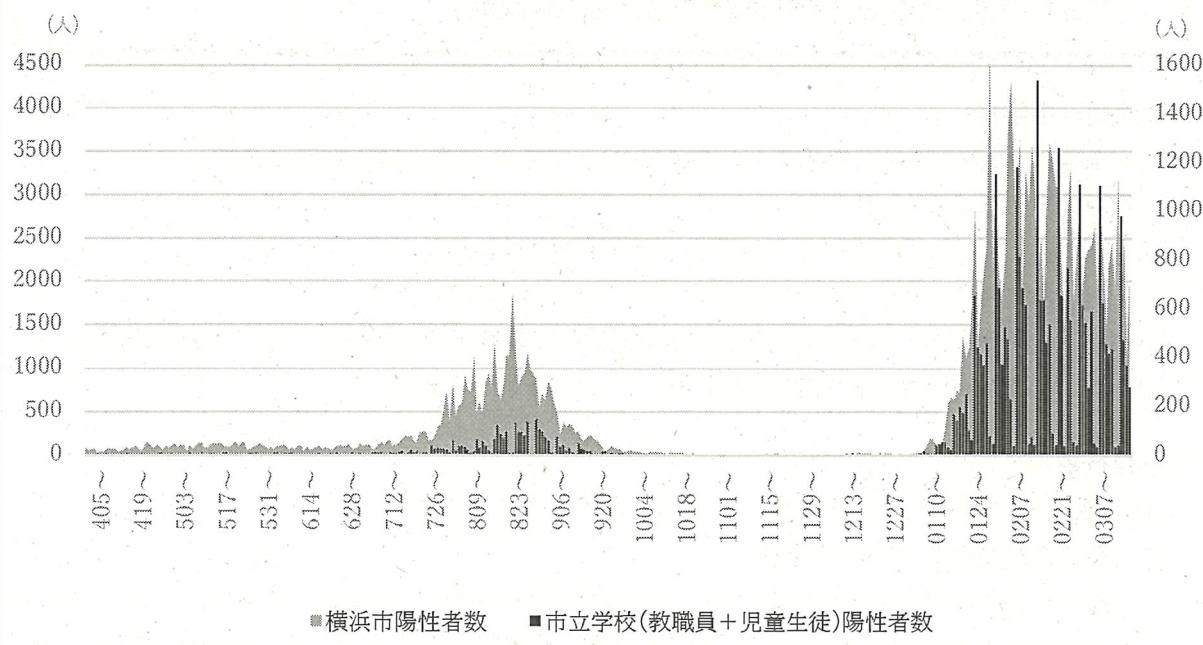
令和4年3月17日現在、市立小・中学校で学級閉鎖(一般学級)は44学級となっています。

学校関係者の感染者数（2月14日～3月17日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
2月14日～2月20日	272	3,654	3,926
2月21日～2月27日	227	3,125	3,352
2月28日～3月6日	178	3,023	3,201
3月7日～3月13日	137	2,955	3,092
3月14日～3月17日	65	2,028	2,093

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数
(令和3年4月1日以降)



2 まん延防止等重点措置の解除に伴う市立学校の教育活動について

(1) 感染拡大防止措置の徹底

依然として非常に感染力の強いウイルスがまん延している状況を鑑み、学校では、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」及び次の感染拡大防止措置を図りながら、教育活動を継続します。

○健康観察の徹底

- ・日頃の健康観察を注意深く行い、のどの違和感程度の僅かな体調の変化であっても登校・出勤を控え、医療機関を受診（同居する者に発熱等の風邪症状がある場合も同様）
- ・微熱があった場合は、熱が下がったとしても、登校・出勤せず、医療機関を受診
- ・必要に応じて、有症状時は抗原検査キット、無症状時は無料PCR検査の活用の検討（ただし、いずれもウイルス量が少ない段階では、陰性になる場合もあることを念頭において対応）
- ・家族全員の感染予防策の徹底やリスクの高い行動の回避
- ・休業中の健康観察継続、入学式等での感染対策実施

○手洗い、学校教育活動中は原則としてマスクの着用を徹底、マスクの正しい着用（原則、昼食時以外はマスクを外さない。マスクを外しているときは喋らない。いわゆる「鼻マスク」や「あごマスク」にならないよう正しく着用）、3密の回避、換気といった基本的な感染予防対策の徹底

○天候や気温などによって健康被害が発生する恐れからマスクを外す場合には、感染症対策（屋内外を問わず密集を避けて他者と十分な距離（2メートル以上）を保ったうえで、声を出さない、屋内では特に換気を徹底する等）を講じるなど、適切な指導を徹底

○学年・学校単位で活動する際には、前述のとおり感染症対策を徹底し、陽性者が発生している学年は、学年・学校単位の活動を控えるなどの対策を徹底

(2) 部活動（中学校）

- (1) に記載した感染症対策を徹底し、次のとおり中学校の部活動を実施します。

○活動日数：週4日（土日含む）以内

○活動時間：平日2時間以内、土日祝・春休み3時間以内

○対外試合・合同練習：市内での活動として、泊を伴わないこと

※所属する児童生徒・担当する教職員及び部活動指導員等の関係者に一人でも陽性者が出了た場合、当該部の活動を3日間程度控えることを原則とします。

(3) 学校行事

- (1) に記載した感染症対策を徹底した上で、次のとおり、実施します。

ア 入学式について（小・中学校）

学校・会場の規模や実情に合わせ、保護者が適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を視聴したりするなど、各学校で柔軟に対応し、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施する予定です。

- 予行などの事前練習を少なくする
- 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する（祝辞の割愛又は時間短縮等）
- 感染予防の徹底
 - ・適切な距離を保ち座席を設定する。（できるかぎり 2m（最低 1m））
 - ・事前の健康観察を徹底し、風邪症状がある者は参加しない。
 - ・歌唱などをできる限り少なくする。大きな声を出さないようにする。
 - ・式場内で大きな声で行う「呼びかけ」の実施は見合わせる。
 - ・保護者等の出席者のマスク着用、手洗い・手指消毒や検温、健康観察や陽性者が発生した場合に学校に連絡することをお願いするなどを徹底する。

イ 遠足（旅行）・集団宿泊的行事について

感染症対策を徹底した上で実施可としています。なお、目的地が、まん延防止等重点措置区域等に指定された場合や、感染状況が悪化し来訪自粛を求められている場合は、感染拡大防止の視点から控えることが適当と考え、原則として中止又は延期するよう通知しています。

＜感染症対策の例＞

- 実施前と実施中の児童生徒及び引率者の健康観察の徹底。
- 宿泊先の脱衣所や浴室の上限人数を設定や宿泊先の一部屋の人数を極力少なくする等の工夫をする。
- 飲食の場面では、できるかぎり 2m（最低 1m）空けられるよう距離を取り、会話をしない。

（4）学校開放

活動の種類に関わらず、活動していない間も含め、周囲の人と可能な限り距離を空けるとともに、原則、マスクを着用して活動します。ただし、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策を講じたうえで一時的にマスクを外すことも可能とします。

活動内容に関しては、これまで不可としていた次の活動について、実施を可とします。

- ・武道などにおいて近距離で組み合ったり、接触したりする活動
- ・コーラス、歌唱等、大声での発声を伴う活動
- ・管楽器の演奏（演奏のためにマスクを外す場合は感染症対策を講じる。演奏をしないときはこまめにマスクを着用する。）
- ・他団体との試合や合同練習（市内団体に限る）

3 市立学校の卒業式について

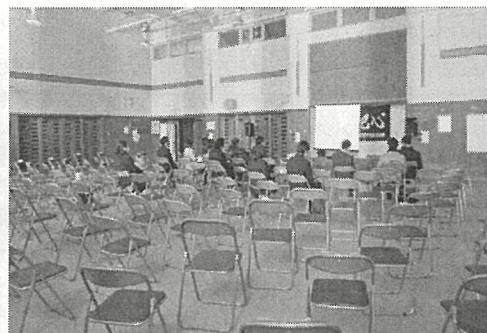
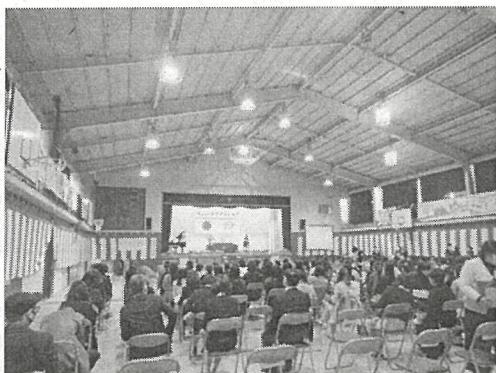
市立学校の令和 3 年度卒業式は、時間の短縮や、在校生、保護者及び来賓の参列方法の検討、呼び掛けを控える等の式典のスリム化など、児童生徒数や学校施設等の実情に合わせて、感染拡大防止措置を十分に講じたうえで、3月から順次、実施しております。

保護者等の参列については、適切な距離を保ちながら参列したり、別の会場で式典のライブ配信を行ったりするなどの工夫に取り組みながら実施しています。

《学校で実際に講じている式典の工夫》

- ・保護者は各家庭から 1 名ずつ参列する
- ・座席を 1m 程度離して配置する
- ・来賓は参列しない。
- ・在校生の参列は見合わせる、または、生徒会の代表生徒のみ
- ・卒業生への証書授与の際のみマスクを外す（声を発さないこと前提）

中学校卒業式の様子



サテライト会場

小学校卒業式の様子



4 濃厚接触者となった教職員に対する出勤等について

オミクロン株の患者の濃厚接触者の待機期間については、陽性者との接触等から7日間となっていますが、エッセンシャルワーカー（教職員を含む）については、待機期間の7日を待たずに、待機を解除する取扱いを実施しています。このたび、3月16日付厚生労働省及び文部科学省等からの事務連絡があり、待機期間について、次のとおりの取扱いとすることができるとされました。

【これまでの取扱い】

無症状であり、4日目・5日目に抗原検査キット等で検査を行い陰性が確認されていること
⇒ 5日目から出勤可能

【新たな取扱い】

小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（幼稚部・小学部）については、医療従事者と同様に以下の要件などを満たせば、濃厚接触者の待機期間中であっても、業務に従事することが可能

- 他の教職員による代替が困難な職員であること
 - 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、接種後14日間経過していること
- ※2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可
- 無症状であり、毎日業務前に抗原検査キット等で検査を行い陰性が確認されていること

教委第 61 号議案

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部改正について

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 22 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、横浜市立学校に勤務する会計年度任用職員等について、不妊治療のための休暇等の新設等をするため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び横浜市立学校臨時の任用職員の休暇に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則
及び横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の
一部を改正する規則

(横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部
改正)

第1条 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則(令和2年3月横浜市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、第9号、第14号及び第15号」を「及び第9号」に改め、同条第3項中「生理日休暇」を「出産休暇、生理日休暇」に、「及び公の職務執行休暇」を「、公の職務執行休暇、配偶者の出産のための休暇、男性職員の育児参加休暇及び出生支援休暇」に改め、「、出産休暇」を削る。

第5条第2項第1号中「この号」の次に「及び第4号」を加え、「継続して勤務している」を「の任期が定められている」に改め、「第3号」の次に「から第6号まで」を加え、同項中第3号を同項第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 配偶者の出産のための休暇 男性の市立学校会計年度任用職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

(4) 男性職員の育児参加休暇 男性の市立学校会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

第5条第2項に次の1号を加える。

(6) 出生支援休暇 市立学校会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

第5条第3項第1号イ中「継続して勤務している」を「の任期が定められている」に改め、同号に次のように加える。

ウ ア及びイのいずれにも該当しない者 0日

第5条第3項に次の1号を加える。

(4) 男性職員の育児参加休暇 配偶者の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日の範囲内の期間

第6条第1項中「、同一の職に連續して在職した期間が1年を超える、かつ」を削る。

第7条第1項中「同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である」を削る。

第8条中「及び短期介護休暇」を「、配偶者の出産のための休暇、男性職員の育児参加休暇、短期介護休暇及び出生支援休暇」に改める。

（横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の一部改正）
第2条 横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則（令和2年3月横浜市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び短期介護休暇」を「、短期介護休暇及び出生支援休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則及び
横浜市立学校臨時の任用職員の休暇に関する規則の一部改正について**

1 改正の趣旨

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、国において人事院規則が改正され、国家公務員については不妊治療のための特別休暇が新設されました。

本市においても、不妊治療のための休暇として、常勤・会計年度任用職員とともに「出生支援休暇」を新設し、これに加え、会計年度任用職員には、新たに「配偶者の出産のための休暇」及び「男性職員の育児参加休暇」を新設することとされました。

このたび、学校に勤務する会計年度任用職員についても同様の措置とするため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則等の一部を改正します。併せて、今回の妊娠・出産関連の休暇新設との整合性を図る観点から、既設の会計年度任用職員の出産休暇については、有給となるよう改正します。

また、介護と仕事の両立支援のための措置として、介護休暇及び介護時間制度に関し、「在職した期間が1年以上」の取得要件を廃止します。

2 改正する規則と主な内容

(1) 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則

(2) 横浜市立学校臨時の任用職員の休暇に関する規則

(改正案は別紙のとおり)

休暇種別	会計年度任用職員(日額職)	
	現行	改正後
	任期 6ヶ月以上 ※出産休暇を除く	
配偶者の出産のための休暇	制度なし	週3日勤務以上の場合、3日(有給)
男性職員の育児参加休暇	制度なし	週3日勤務以上の場合、5日(有給)
出生支援休暇	制度なし	週3日勤務以上の場合、 5日(一般不妊治療(検査、タイミング法、人工授精)の場合) 10日(生殖補助医療(体外受精や顕微授精)の場合) (有給)
出産休暇	出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間のうち必要期間(無給)	出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間のうち必要期間(有給)

※休暇の付与日数は、常勤職員と同様になります。

3 施行期日

令和4年4月1日

新旧対照表（横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則）

現行	改正案
(第1条及び第2条省略) (休暇の種類)	(第1条及び第2条省略) (休暇の種類)
第3条 (第1項省略) 2 市立学校会計年度任用職員の特別休暇 は、横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。）第4条第1項各号（第2号、第5号、第8号、 <u>第9号、第14号及び第15号</u> を除く。）に掲げる休暇とする。	第3条 (第1項省略) 2 市立学校会計年度任用職員の特別休暇 は、横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。）第4条第1項各号（第2号、第5号、第8号 <u>及び第9号</u> を除く。）に掲げる休暇とする。
3 市立学校会計年度任用職員の年次休暇 及び特別休暇（生理日休暇、服忌休暇、 公民権行使休暇 <u>及び公の職務執行休暇</u> に 限る。）は有給の休暇とし、特別休暇 (病気休暇、 <u>出産休暇</u> 、骨髓等提供休 暇、子の看護休暇、育児時間及び短期介 護休暇に限る。）、介護休暇及び介護時 間は横浜市会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例（令和元年10月横 浜市条例第24号）第12条の規定により給 与額を減額する休暇とする。	3 市立学校会計年度任用職員の年次休暇 及び特別休暇（ <u>出産休暇</u> 、 <u>生理日休暇</u> 、 <u>服忌休暇</u> 、 <u>公民権行使休暇</u> 、 <u>公の職務執 行休暇</u> 、 <u>配偶者の出産のための休暇</u> 、 <u>男 性職員の育児参加休暇</u> 及び <u>出生支援休暇</u> に限る。）は有給の休暇とし、特別休暇 (病気休暇、骨髓等提供休暇、子の看護 休暇、育児時間及び短期介護休暇に限 る。）、介護休暇及び介護時間は横浜市 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例（令和元年10月横浜市条例第 24号）第12条の規定により給与額を減額 する休暇とする。
(第4条省略) (特別休暇)	(第4条省略) (特別休暇)
第5条 (第1項省略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に 掲げる市立学校会計年度任用職員の特別 休暇については、当該各号に掲げる場合	第5条 (第1項省略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に 掲げる市立学校会計年度任用職員の特別 休暇については、当該各号に掲げる場合

<p>に受けることができる。</p> <p>(1) 子の看護休暇 小学校就学の始期に達するまでの子（休暇条例第4条第1項第7号の子をいい、配偶者（同項第14号の配偶者をいう。以下同じ。）の子その他市立学校会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあるとして教育長が別に定める者を含む。以下この号において同じ。）を養育する市立学校会計年度任用職員（1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであって、6月以上<u>継続して勤務している</u>ものに限る。第3号において同じ。）が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病的予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p style="text-align: right;">(第2号省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>に受けることができる。</p> <p>(1) 子の看護休暇 小学校就学の始期に達するまでの子（休暇条例第4条第1項第7号の子をいい、配偶者（同項第14号の配偶者をいう。以下同じ。）の子その他市立学校会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあるとして教育長が別に定める者を含む。以下この号<u>及び第4号</u>において同じ。）を養育する市立学校会計年度任用職員（1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の<u>任期が定められている</u>ものに限る。第3号から第6号までにおいて同じ。）が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病的予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p style="text-align: right;">(第2号省略)</p> <p><u>(3) 配偶者の出産のための休暇 男性の市立学校会計年度任用職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p><u>(4) 男性職員の育児参加休暇 男性の市立学校会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係</u></p>
---	---

	<p><u>る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</u></p> <p>(5) 短期介護休暇 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護を行う市立学校会計年度任用職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者等（配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると教育長が認める者をいう。）</p> <p>イ 父母</p> <p>ウ 子</p> <p>エ 配偶者の父母</p> <p>オ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の特別休暇の期間については、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 病気休暇 次に掲げる市立学校会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</p>
	<p><u>る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</u></p> <p>(5) 短期介護休暇 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護を行う市立学校会計年度任用職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者等（配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると教育長が認める者をいう。）</p> <p>イ 父母</p> <p>ウ 子</p> <p>エ 配偶者の父母</p> <p>オ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p><u>(6) 出生支援休暇 市立学校会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の特別休暇の期間については、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 病気休暇 次に掲げる市立学校会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</p>

<p>(ア省略)</p> <p>イ 1週間の要勤務日が3日未満とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日未満であるものであつて、6月以上<u>継続して勤務しているもの</u> 别表第3に掲げる1週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数の区分に応じ、同表に掲げる病気休暇の日数の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>(新設)</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第4項省略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第6条 市立学校会計年度任用職員の介護休暇は、市立学校会計年度任用職員（1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであつて、同一の職に連続して在職した期間が1年を超える、かつ、介護休暇を希望する期間の初日から起算して60日を経過する日から3月を経過する日までに、その任</p>	<p>(ア省略)</p> <p>イ 1週間の要勤務日が3日未満とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日未満であるものであって、6月以上<u>の任期が定められているもの</u> 别表第3に掲げる1週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数の区分に応じ、同表に掲げる病気休暇の日数の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>乙 <u>ア及びイのいずれにも該当しない者</u> 0日</p> <p>(第2号及び第3号省略)</p> <p><u>(4) 男性職員の育児参加休暇 配偶者の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日の範囲内の期間</u></p> <p>(第4項省略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第6条 市立学校会計年度任用職員の介護休暇は、市立学校会計年度任用職員（1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであつて、介護休暇を希望する期間の初日から起算して60日を経過する日から3月を経過する日までに、その任期が満了すること及び同一の職に連続して採用されない</p>
--	--

期が満了すること及び同一の職に連続して採用されないことが明らかでないものに限る。) が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(第2項及び第3項省略)

(介護時間)

第7条 市立学校会計年度任用職員の介護時間は、市立学校会計年度任用職員（1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであつて、予定勤務時間が5時間30分以上である要勤務日がある同一の職に引き続き在職した期間が1年以上あるものに限る。) が要介護者の介護をするため、要介護者のおのが当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において予定勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(第2項及び第3項省略)

(休暇期間の計算)

第8条 特別休暇（病気休暇、服忌休暇）
(1週間の要勤務日が4日以上とされている市立学校会計年度任用職員又は週以外の期間によって要勤務日が定められている市立学校会計年度任用職員のうち一

ことが明らかでないものに限る。) が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(第2項及び第3項省略)

(介護時間)

第7条 市立学校会計年度任用職員の介護時間は、市立学校会計年度任用職員（1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるものであつて、予定勤務時間が5時間30分以上である要勤務日があるものに限る。) が要介護者の介護をするため、要介護者のおのが当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において予定勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(第2項及び第3項省略)

(休暇期間の計算)

第8条 特別休暇（病気休暇、服忌休暇）
(1週間の要勤務日が4日以上とされている市立学校会計年度任用職員又は週以外の期間によって要勤務日が定められている市立学校会計年度任用職員のうち一

休暇年度の要勤務日が169日以上ある者に係るものに限る。)、子の看護休暇及び短期介護休暇を除く。) 及び介護休暇(第6条第2項ただし書の規定によるものを除く。)については、その休暇期間中に市休暇等規則第4条第1項若しくは第3項の規定により勤務を要しない日とされた日又は市休暇等規則第10条の規定により休日とされた日がある場合には、これらの日数を当該休暇の日数に含めて計算する。

(以下省略)

休暇年度の要勤務日が169日以上ある者に係るものに限る。)、子の看護休暇、配偶者の出産のための休暇、男性職員の育児参加休暇、短期介護休暇及び出生支援休暇を除く。) 及び介護休暇(第6条第2項ただし書の規定によるものを除く。)については、その休暇期間中に市休暇等規則第4条第1項若しくは第3項の規定により勤務を要しない日とされた日又は市休暇等規則第10条の規定により休日とされた日がある場合には、これらの日数を当該休暇の日数に含めて計算する。

(以下省略)

新旧対照表（横浜市立学校臨時の任用職員の休暇に関する規則）

現行	改正案
<p>(第1条から第8条まで省略)</p> <p>(同一の休暇年度に複数の任用がある職員の取扱い)</p> <p>第8条 同一の休暇年度に複数の任用がある臨時的任用職員の病気休暇、祭日休暇、社会貢献活動休暇、夏季休暇、子の看護休暇<u>及び短期介護休暇</u>の日数については、任用が連続しているか否かにかかわらず、同一の休暇年度内のこれらの日数をそれぞれ通算するものとする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(第1条から第8条まで省略)</p> <p>(同一の休暇年度に複数の任用がある職員の取扱い)</p> <p>第8条 同一の休暇年度に複数の任用がある臨時的任用職員の病気休暇、祭日休暇、社会貢献活動休暇、夏季休暇、子の看護休暇、<u>短期介護休暇及び出生支援休暇</u>の日数については、任用が連続しているか否かにかかわらず、同一の休暇年度内のこれらの日数をそれぞれ通算するものとする。</p> <p>(以下省略)</p>

教委第 62 号議案

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 22 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市立学校に勤務する学校用務員及び学校給食調理員を横浜市立学校フレックスタイム制度の対象にするため、横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 1 号

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（令和 3 年 3 月横浜市教育委員会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕 信也

第 1 条中「のうち、用務員及び給食調理員以外の職員」を削る。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

午前 8 時から午前 8 時 30 分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員以外	別表 第 1
午前 8 時から午前 8 時 30 分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員	別表 第 2
午後零時 30 分から 午後 1 時 30 分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員以外	別表 第 3
午後零時 30 分から 午後 1 時 30 分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員	別表 第 4

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の 勤務時間に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

横浜市立学校の教職員を対象としたフレックスタイム制度*については、「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン」における業務支援策の一つとして、平成30年度から毎年度、改善を加えながら試行し、令和3年度からは「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程」を制定して正式に制度化しました。

現在、学校用務員及び学校給食調理員については、フレックスタイム制度の対象外にしていますが、今年度、管理職を含む教職員へのアンケートを実施したところ、すべての職員にフレックスを認めるべき、学校用務員及び学校給食調理員がフレックスを利用しても学校運営に支障は生じない等の意見が多く見られました。

また、今年度は新型コロナ感染症拡大防止のための特例措置として、フレックス対象外の職種にも利用を認めておりましたが、学校運営上の混乱は見られず、適切に活用されておりました。

職員のワークライフバランスの観点から、学校用務員及び学校給食調理員についてもフレックスを利用できるよう、規程の改正を行います。

*学校長の判断により、勤務開始時刻に一定の柔軟性を持たせることで、子育てや介護があり既存の勤務時間に合わせることが難しい教職員等、全ての教職員にとって働きやすい職場環境づくりを進めることを目的とした制度

2 改正する規程

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程
(改正案は別紙のとおり)

3 施行期日

令和4年4月1日

新旧対照表（横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（抜粋））

現行	改正案																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則(平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。)第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる横浜市立の学校に勤務する職員のうち、用務員及び給食調理員以外の職員（以下「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>午前8時から午前8時30分まで</td> <td>高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員以外</td> <td>別表第1</td> </tr> <tr> <td>午前8時から午前8時30分まで</td> <td>高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員</td> <td>別表第2</td> </tr> <tr> <td>午後零時30分から午後1時30分まで</td> <td>高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員以外</td> <td>別表第3</td> </tr> <tr> <td>午後零時30分から午後1時30分まで</td> <td>高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員</td> <td>別表第4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以降省略)</p>	午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員以外	別表第1	午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員	別表第2	午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員以外	別表第3	午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員	別表第4	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則(平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。)第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる横浜市立の学校に勤務する職員（以下「横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>午前8時から午前8時30分まで</td> <td>高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員以外</td> <td>別表第1</td> </tr> <tr> <td>午前8時から午前8時30分まで</td> <td>高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員</td> <td>別表第2</td> </tr> <tr> <td>午後零時30分から午後1時30分まで</td> <td>高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員以外</td> <td>別表第3</td> </tr> <tr> <td>午後零時30分から午後1時30分まで</td> <td>高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員</td> <td>別表第4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以降省略)</p>	午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員以外	別表第1	午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員	別表第2	午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員以外	別表第3	午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員	別表第4
午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員以外	別表第1																							
午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員	別表第2																							
午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員以外	別表第3																							
午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長、事務職員	別表第4																							
午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員以外	別表第1																							
午前8時から午前8時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員	別表第2																							
午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員以外	別表第3																							
午後零時30分から午後1時30分まで	高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員	別表第4																							